

(証券コード1929)
平成26年6月11日

株 主 各 位

東京都中央区銀座八丁目14番14号
日 特 建 設 株 式 会 社
代表取締役社長 中 森 保

第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成26年6月26日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成26年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区明石町13番18号
当社明石町分室ビル2階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)

3. 株主総会の目的である事項

報 告 事 項

1. 第67期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、計算書類報告の件
2. 第67期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. その他株主総会招集に関する事項

代理人による議決権行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

なお、議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨及び理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」及び連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.nittoc.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、当該「個別注記表」及び「連結注記表」は、監査役が監査報告を作成するに際して、また、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して、監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ホームページ (<http://www.nittoc.co.jp>) にて、修正後の内容を開示いたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社の利益配分につきましては、企業体質の強化や内部留保の充実による経営基盤の強化を図りながら株主の皆様への安定的な利益還元に努め、当期の業績や経営環境などを勘案して決定することを基本方針としております。

この方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8円

総額340,721,496円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月30日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役田畑 滋氏が、平成25年11月13日に辞任により退任し、現在の取締役6名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、経営体制の強化及び取締役会の経営監督機能の強化を図るため、取締役1名、社外取締役1名を増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当 | 所有する 当社株式数 |
|-------|-----------------------------------|---|---------------|
| 1 | なかもり たもつ 中森 保 (昭和23年12月5日生) | 昭和47年4月 当社入社 平成3年4月 当社北陸支店営業部長 平成10年4月 当社長野支店長 平成12年4月 当社北陸支店長 平成14年6月 当社取締役北陸支店長 平成15年10月 当社取締役東京支店長 平成17年4月 当社取締役施工本部長 平成17年6月 当社常務取締役施工本部長 平成18年4月 当社常務取締役事業本部長 平成19年6月 当社代表取締役社長(現任) | 15,222株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当 | 所有する 当社株式数 |
|-----------|---------------------------------------|--|---------------|
| 2 | おくみや やすのぶ 屋 宮 康 信 (昭和33年9月24日生) | 昭和56年4月 当社入社 平成14年4月 当社大阪支店工事部長 平成17年4月 当社大阪支店次長 平成18年4月 当社事業本部事業管理部長 平成19年4月 当社事業本部副本部長 平成19年7月 当社執行役員事業本部副本部長 平成20年6月 当社取締役経営企画室担当 平成20年7月 当社取締役経営企画室担当兼内部統制推進室担当 平成21年6月 当社取締役常務執行役員経営企画室担当兼内部統制推進室担当 平成23年4月 当社取締役常務執行役員事業本部長 平成24年6月 当社取締役専務執行役員事業本部長 平成26年4月 当社取締役専務執行役員経営戦略本部長（現任） | 19,953株 |
| 3 | さこだ あきら 迫 田 朗 (昭和32年1月6日生) | 昭和56年4月 当社入社 平成11年12月 当社事務管理本部企画室長 平成12年4月 当社社長室長 平成17年7月 当社執行役員管理本部総務部長 平成18年4月 当社執行役員東京支店副支店長兼事務管理部長 平成21年4月 当社執行役員管理本部副本部長 平成21年6月 当社常務執行役員管理本部副本部長 平成24年4月 当社常務執行役員管理本部長 平成24年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長（現任） | 5,992株 |
| 4 | あんだ すみてる ※ 按 田 純 輝 (昭和25年8月3日生) | 昭和46年4月 当社入社 平成6年4月 当社北陸支店営業部長 平成10年4月 当社北陸支店支店次長兼営業部長 平成14年4月 当社北陸支店副支店長 平成15年10月 当社北陸支店支店長 平成16年4月 当社執行役員北陸支店支店長 平成20年7月 当社上席執行役員北陸支店支店長 平成21年4月 当社上席執行役員東京支店支店長 平成21年6月 当社常務執行役員東京支店支店長 平成26年4月 当社常務執行役員安全環境品質本部長（現任） | 6,320株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当 | 所有する 当社株式数 |
|-----------|--|--|---------------|
| 5 | ながい のり ひさ ※ 永 井 典 久 (昭和27年9月4日生) | 昭和53年4月 当社入社 平成17年4月 当社営業本部営業部長 平成18年4月 当社技術本部技術営業グループ部長 平成20年4月 当社技術本部副本部長 平成20年7月 当社執行役員技術本部副本部長 平成21年4月 当社執行役員技術本部長 平成21年6月 当社常務執行役員技術本部長 平成23年4月 当社常務執行役員東北支店長 平成26年4月 当社常務執行役員事業本部長 (現任) | 9,259株 |
| 6 | やま だ ひろし ※ 山 田 浩 (昭和32年9月25日生) | 昭和56年4月 当社入社 平成16年4月 当社技術本部法面部長 平成16年8月 当社札幌支店次長兼技術部長 平成18年4月 当社札幌支店事業部技術部長 平成20年4月 当社技術本部副本部長 平成20年7月 当社執行役員技術本部副本部長 平成21年6月 緑興産株式会社取締役 (現任) 平成24年6月 当社常務執行役員技術本部副本部長 平成26年4月 当社常務執行役員技術本部長 (現任) (重要な兼職の状況) 緑興産株式会社 取締役 | 3,461株 |
| 7 | みずかわ さとし 水 川 聡 (昭和54年11月29日生) | 平成16年10月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) 平成23年7月 二重橋法律事務所 平成24年1月 同事務所パートナー (現任) 平成25年6月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 二重橋法律事務所 パートナー | 0株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当 | 所有する 当社株式数 |
|-------|-------------------------------------|--|---------------|
| 8 | あ そう いわお ※ 麻生 巖 (昭和49年7月17日生) | 平成9年4月 株式会社日本長期信用銀行(現、株式会社新生銀行) 入行 平成12年6月 麻生セメント株式会社(現、株式会社麻生) 監査役 平成13年6月 同社取締役 平成13年8月 麻生セメント株式会社取締役(現任) 平成17年12月 株式会社ドワンゴ取締役(現任) 平成18年6月 株式会社麻生代表取締役専務取締役 平成20年10月 同社代表取締役副社長 平成22年6月 同社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社麻生 代表取締役社長 麻生セメント株式会社 取締役 株式会社ドワンゴ 取締役 | 0株 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. ※は、新任の取締役候補者であります。
3. 水川 聡、麻生 巖の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 水川 聡氏は、二重橋法律事務所の弁護士であり、当社は、同事務所に所属する他の弁護士と法律顧問契約を締結しておりますが、法律顧問としての役務は当該他の弁護士から提供を受けております。
5. 麻生 巖氏は、当社の筆頭株主である株式会社エーエヌホールディングスの完全親会社である株式会社麻生の代表取締役社長であります。
6. 社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役としての職務を適切に遂行できると当社が判断した理由
- ①水川 聡氏は弁護士として培われた企業法務に関する専門的な知識と経験を有しており、その幅広い見識を活かしていただくことで、当社においても社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ②麻生 巖氏は経営者としての豊富な経験を有しており、その幅広い見識を活かしていただくことで、当社においても社外取締役としての業務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
7. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
水川 聡氏の在任期間は、本総会最終の時をもって1年であります。
8. 社外取締役との責任限定契約について
当社では、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において社外取締役との間に会社に対する損害賠償責任を法令の範囲内で限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより当社は、現在、当社の社外取締役である水川 聡氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。本総会において同氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、麻生 巖氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。当該補欠監査役につきましては、監査役が法令の定める員数を欠くことを就任の条件としその任期は前任者の残存任期とします。また、本決議の効力は、次期定時株主総会が開催される時までとします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、重要な兼職の状況 当社における地位 | 所有する 当社 普通株式数 |
|-----------------------------------|--|---------------------|
| まなべ ともひこ 真鍋朝彦 (昭和38年10月3日生) | 平成3年10月 太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人) 入所 平成9年4月 公認会計士登録 平成19年5月 新日本有限責任監査法人 社員就任 平成22年7月 税理士法人高野総合会計事務所 社員就任(現任) | 0株 |

(注) 1. 候補者真鍋朝彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 補欠監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

①候補者真鍋朝彦氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

②社外監査役候補者の選任理由及び社外監査役としての職務を適切に遂行できると当社が判断した理由
真鍋朝彦氏は、公認会計士として培われた企業会計の専門知識と経験を有しており、その幅広い見識を活かしていただくことで、当社においても社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものです。

③社外監査役との責任限定契約について

当社では、社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において社外監査役との間に会社に対する損害賠償責任を法令の範囲内で限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより当社は、真鍋朝彦氏が、社外監査役に就任した場合は、会社法第423条第1項に定める賠償責任について、職務につき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

以上

事業報告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、積極的な財政出動と大胆な金融政策により回復基調に転じました。企業収益改善を背景に民間設備投資も回復し、公共建設投資においても、平成24年度の大型補正予算の執行・国土強靱化政策により大幅に増加するなど、建設市場は堅調に推移いたしました。

このような事業環境において、当社グループは、中期経営計画〔StepⅡ〕(平成23年度～平成25年度)のもと、営業力強化と組織力強化を事業戦略の柱に据え、確かな収益力を背景に安定した経営基盤を構築し、将来の成長戦略への転換に向けた準備を進め、最終年度となる本年度はこれまで実施してきた諸施策の充実、定着を図ってまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

① 受注高、売上高

受注高は、当社が得意とする防災・減災工事の増加に加えて、岩手県大槌町の大型復興工事をはじめとする震災復興工事の受注により受注高は61,047百万円(前連結会計年度比21.0%増)、売上高は、受注高の増加に伴い57,264百万円(前連結会計年度比7.5%増)となりました。

② 利益

防災・減災等の基礎工事の売上高が増加したことに加え、採算性重視の受注により利益率が改善したことで増益となりました。海外事業部の体制強化、営業強化による人員増などにより経費は増加しましたが、営業利益は3,035百万円(前連結会計年度比24.5%増)、経常利益は2,904百万円(前連結会計年度比29.1%増)となりました。当期純利益は、税務上の繰越欠損金解消に伴う税負担の増加、繰延税金資産の取り崩しにより、1,663百万円(前連結会計年度比53.2%減)となりました。

(2) 事業別の状況

事業別受注高・売上高・繰越工事高

(単位：百万円)

| 区 分 | | 前期繰越 工事高 | 当 期 受 注 高 | 当 期 売 上 高 | 次期繰越 工事高 |
|------------------|-----------|-------------|--------------|--------------|-------------|
| 建 設 事 業 | 基 礎 | 22,108 | 55,958 | 51,879 | 26,187 |
| | 土 木 | 2,900 | 4,316 | 4,672 | 2,545 |
| | 地質コンサルタント | 48 | 499 | 440 | 107 |
| そ の 他 | | — | 272 | 272 | — |
| 計 | | 25,057 | 61,047 | 57,264 | 28,840 |

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は173百万円であります。

このうち主なものは工所用機械の購入であります。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 64 期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで) | 第 65 期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで) | 第 66 期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで) | 第67期(当期) (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで) |
|---------------------------|---|---|---|---|
| 受 注 高 (百万円) | 48,383 | 52,179 | 50,433 | 61,047 |
| 売 上 高 (百万円) | 50,642 | 52,079 | 53,247 | 57,264 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 1,509 | 1,877 | 2,249 | 2,904 |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 2,318 | 1,823 | 3,552 | 1,663 |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) | 16.67 | 10.86 | 82.78 | 39.06 |
| 総 資 産 (百万円) | 35,620 | 36,576 | 39,111 | 41,047 |
| 純 資 産 (百万円) | 10,403 | 12,044 | 15,029 | 16,370 |
| 1 株 当 たり 純 資 産 (円) | 61.61 | 68.67 | 352.84 | 384.37 |

(注) 第66期の1株当たり当期純利益および1株当たり純資産につきましては、平成24年10月1日付で4株を1株に併合しましたが、株式併合が期首に行われたと仮定して算出しております。

(10) 対処すべき課題

建設業界におきましては、民間設備投資については、企業収益の改善を背景に回復基調を継続しており、公共建設投資についても、国土強靱化策による全国の防災・減災対策や社会資本整備の更新、東日本大震災の復興需要、2020年東京オリンピック開催決定等により工事の発注が期待されますが、公共建設投資発注量の地域格差の拡大、労務費、資材費等も高騰しております。

このような事業環境の中で当社グループは、内部統制（コンプライアンス、リスク管理）の強化、安全重視の経営、基礎工事分野の量の確保、収益性の維持、キャッシュ・フロー重視の経営を経営方針に掲げ、事業を進める所存であります。

また、当社グループは、斜面・のり面対策などの環境・防災技術、既設構造物の補修・補強などの維持補修技術、地盤改良・薬液注入・杭基礎などの都市再生技術に関して数多くの施工実績を積むとともに、その時代のニーズに対応した技術開発・改良を行ってまいりました。これらの技術と経験を活かし、今後も本分野でのシェア拡大を図ってまいります。

当社が保有する代表的な技術は次のとおりです。

① ジオファイバー工法

砂とポリエステル繊維を混合して吹き付ける、コンクリートを使用しない法面保護工です。砂質系現地発生土などリサイクル材料をはじめ、森林表土の利用や自然侵入による植生工も可能なことから、斜面の安定だけでなく、周辺環境との調和、生物多様性や生態系保全への対応、循環型社会の形成、コスト縮減など、さまざまな機能をあわせ持つ工法として数多くの実績があります。

② ニューレスプ工法

老朽化した吹付法面を補修・補強する工法です。既設の老朽化法面をはつり取らずに、補強鉄筋工、せん断ボルト工、繊維補強モルタル工で補修・補強をするため、廃棄物の発生量が抑制されるとともに、作業の安全性の向上、工期の短縮を図ることができます。

③ キロ・フケール工法

1Kmを超える長距離圧送が可能な高強度モルタル吹付工法です。チクソトロピー性を有する吹付材料を使用することにより長距離圧送が可能であるとともに、急結性が高いことから、あらゆる角度・形状への吹付が可能です。このため、施工位置までの距離が長い導水路トンネルや山間部の橋脚や法面の補修などに適用されています。

④ パフェグラウト工法

構造物や基礎地盤の空洞・空隙充填を行う工法です。充填材料は、水中不分離性と可塑性を備え、長距離圧送が可能であるため、ダム魚道下部や導水路背面の空洞充填などに適用され、構造物の長寿命化を実現します。

⑤ エキスパッカ-N工法

液状化防止・地盤強化を効率よく低コストで実現する地盤改良工法です。高速・広範囲に注入材を吐出する特殊な注入管によって、既設構築物に影響を与えることなくスピーディーに地盤を改良することが可能です。

⑥ 親杭パネル壁工法

環境に優しい景観性に優れた土留め式擁壁です。親杭とコンクリートパネルを一体化した壁体で、急峻地形の道路拡幅や路肩決壊の復旧などに適用されます。切土や残土の発生を少なくできることから、自然環境の保護や省力化が可能です。

⑦ Ein Bandドリル

国内最大級のスペックを持つロータリーパーカッションドリルによる削孔技術です。従来機と比べ2倍以上の削孔能力を持ち、口径216mm、深さ100mを精度よく削孔可能で、港湾やコンクリートダム・砂防ダムの耐震補強、地熱利用向け掘削などへの適用も可能です。

⑧ Licos（リコス）

地すべり対策や法面の安定などに適用するグラウンドアンカー工法の各種試験で、載荷・除荷の速度を自動制御するシステムです。油圧ジャッキの自動制御は日本初であり、遠隔操作による作業員の安全性向上や、測定データの連続取得によるアンカー健全度のより正確な診断が可能になります。

(11) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

当社は、建設業法により特定建設業者として、平成23年10月25日国土交通大臣許可（特-23）第211号の更新許可をうけ、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。また、子会社は土木工事、緑化資材の販売及び保険の代理業務を行っております。

(12) 主要な営業所（平成26年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所等

| | | |
|----|-------------------|---------------|
| 本店 | 東京都中央区銀座八丁目14番14号 | |
| 支店 | 札幌支店（札幌市厚別区） | 名古屋支店（名古屋市中区） |
| | 東北支店（仙台市太白区） | 大阪支店（大阪市中央区） |
| | 東京支店（東京都中央区） | 広島支店（広島市中区） |
| | 北陸支店（新潟市東区） | 九州支店（福岡市博多区） |

（注）平成25年5月20日に大阪支店を、大阪市北区から大阪市中央区に移転いたしました。

② 重要な子会社の主要な営業所

| | | |
|-------------------|----|------------------|
| 緑興産株式会社 | 本店 | 東京都中央区明石町13番18号 |
| 山口アースエンジニアリング株式会社 | 本店 | 山口県山口市平野二丁目3番13号 |

(13) 従業員の状況（平成26年3月31日現在）

| 区 分 | 従業員数（前期末比増減） |
|-----|--------------|
| 男 性 | 806名（ 2名増 ） |
| 女 性 | 35名（ 増減なし ） |
| 計 | 841名（ 2名増 ） |

(14) 主要な借入先（平成26年3月31日現在）

| 借 入 先 | 借入金残高 |
|---------------|--------------------|
| 株式会社三井住友銀行 | 632 ^{百万円} |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 492 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 332 |
| 株式会社みずほ銀行 | 142 |

(15) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当 社 の 出 資 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-----------------------|-----------|------------------|------------------------------|
| 緑興産株式会社 | 百万円 31 | % 100 | 損害保険代理業 建設材料等販売業 土木工事業 |
| 山口アースエンジニアリング 株式会社 | 20 | 100 | 土木工事業 |

(注) 山口アースエンジニアリング株式会社は、当連結会計年度に設立しております。

- ③ 企業結合の経過
特に記載すべき事項はありません。
- ④ 企業結合の成果
「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(16) その他企業集団の現況に関する重要な事項
特に記載すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（平成26年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
- ② 発行済株式総数 43,919,291株（うち自己株式1,329,104株）
- ③ 株 主 数 10,513名（前期末比1,892名減）

(2) 大株主の状況（上位10名）

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持株比率 |
|---|--------|-------|
| | 千株 | % |
| 株 式 会 社 エ ー エ ヌ ホ ー ル デ ィ ン グ ス | 11,073 | 26.00 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 2,984 | 7.01 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 2,196 | 5.16 |
| 日 特 建 設 社 員 持 株 会 | 1,048 | 2.46 |
| ケービーエル ヨーロピアンプライベートバンカーズ オーディナリー アカウント107501 | 1,022 | 2.40 |
| ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント | 629 | 1.48 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 550 | 1.29 |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 500 | 1.18 |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 367 | 0.86 |
| ス ガ キ コ シ ス テ ム ズ 株 式 会 社 | 350 | 0.82 |

(注) 当社は、自己株式1,329千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

新株予約権等の状況（平成26年3月31日現在）

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況

| 会社における地位 | 氏 名 | 担 当 | 重要な兼職の状況 |
|------------|---------|----------|--|
| 代表取締役社長 | 中 森 保 | | |
| 取 締 役 | 荒 井 民 雄 | 技術本部長 | |
| 取 締 役 | 屋 宮 康 信 | 事業本部長 | |
| 取 締 役 | 三 橋 一 雄 | 直轄グラウト部長 | |
| 取 締 役 | 迫 田 朗 | 管理本部長 | |
| *取 締 役 | 水 川 聡 | (社外取締役) | 二重橋法律事務所 パートナー |
| 常 勤 監 査 役 | 淀 谷 学 | | 島根アースエンジニアリング株式会社 監査役 山口アースエンジニアリング株式会社 監査役 |
| *常 勤 監 査 役 | 作 本 幸 治 | (社外監査役) | |
| 監 査 役 | 滝 口 勝 昭 | (社外監査役) | 滝口勝昭公認会計士事務所 所長 オリエンタル白石株式会社 監査役 日本橋梁株式会社 監査役 |

- (注) 1. *水川 聡氏は、平成25年6月27日開催の第66期定時株主総会において取締役に新たに選任され就任いたしました。
2. *作本幸治氏は、平成25年6月27日開催の第66期定時株主総会において監査役に新たに選任され就任いたしました。
3. 水川 聡氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 常勤監査役 作本幸治、監査役 滝口勝昭の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 常勤監査役 作本幸治氏は、大手金融機関において、要職を歴任しており、財務および会計に相当程度の知見を有する者であります。
6. 監査役 滝口勝昭氏は、公認会計士として長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
7. 常勤監査役 作本幸治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 退任時の会社における地位 | 氏 名 | 退任時の重要な兼職の状況 | 退 任 日 | 退任理由 |
|--------------|---------|--------------------------------------|-------------|------|
| 取 締 役 | 山 下 晃 | 株式会社不動産トラ 執行役員管理本部企画財務部長 | 平成25年6月27日 | 任期満了 |
| 監 査 役 | 高 橋 憲 男 | 緑興産株式会社 監査役 | 平成25年6月27日 | 任期満了 |
| 取 締 役 | 田 畑 滋 | 株式会社不動産トラ 執行役員地盤事業本部副本部長 兼営業部長 | 平成25年11月13日 | 辞 任 |

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分 | 支 給 人 員 | 支 給 額 | 摘 要 |
|--------------------|---------------|-------------------|-----|
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 名 8 (3) | 百万円 110 (6) | (注) |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 4 (3) | 34 (18) | (注) |

- (注) 1. 取締役の支給人員、支給額は、平成25年6月27日開催の第66期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、平成25年11月13日に辞任した取締役1名を含んでおります。
2. 監査役の支給人員、支給額は、平成25年6月27日開催の第66期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
3. 上記のほか社外役員が当社子会社から役員として受けた当事業年度の報酬額は90千円であります。
4. 取締役の報酬限度額は、平成15年6月27日開催の第56期定時株主総会において、年額3億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第47期定時株主総会において、年額5千万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況

イ. 社外取締役の兼職の状況

| 氏 名 | 会 社 名 | 役 職 名 |
|-------|----------|-------|
| 水 川 聡 | 二重橋法律事務所 | パートナー |

(注)水川 聡氏は、二重橋法律事務所のパートナーを兼任しておりますが、当社との間に特別な利害関係はありません。

ロ. 社外監査役の兼職の状況

| 氏 名 | 会 社 名 | 役 職 名 |
|---------|--------------------------|------------|
| 滝 口 勝 昭 | オリエンタル白石株式会社 日本橋梁株式会社 | 監査役 監査役 |

(注)滝口勝昭氏は、オリエンタル白石株式会社及び日本橋梁株式会社の監査役を兼任しており、両社は当社と同業であります。両社とも当社との間に特別な利害関係はありません。

② 主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 当社での主な活動状況 |
|-------|---------|---|
| 社外取締役 | 水 川 聡 | 平成25年6月27日就任以来開催の取締役会の出席率は93%で、弁護士として培われた企業法務に関する専門的な知識、見地から議案審議等について発言を適宜行っております。 |
| 常勤監査役 | 作 本 幸 治 | 平成25年6月27日就任以来開催の取締役会の出席率は100%、監査役会の出席率は100%で、財務および会計の専門的見地から議案審議等について発言を適宜行うとともに、他の監査役と密接に情報交換を行い、取締役の職務執行を監査しております。 |
| 監 査 役 | 滝 口 勝 昭 | 当事業年度開催の取締役会の出席率は100%、監査役会の出席率は100%で、公認会計士としての専門的見地から議案審議等について発言を適宜行うとともに、他の監査役と密接に情報交換を行い、取締役の職務執行を監査しております。 |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人保森会計事務所

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

| | | |
|---|--|-----------|
| ① | 当事業年度に係る報酬等の額 | 百万円 38 |
| ② | 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 38 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人に会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる事由がある場合には、監査役会において、監査役全員の同意に基づき解任する方針としております。

また、当社は、会計監査人の独立性および審査体制その他の職務の実施に関する体制等を勘案し、会計監査人として適当でないと判断される場合には、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任もしくは不再任の決定を行う方針であります。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、「業務の適正を確保するための体制」について、平成26年4月1日付けの機構改革に伴い、平成26年3月28日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定を決議いたしました。取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

I. 内部統制システムについて

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営理念を実践するために得意分野である基礎工事に経営資源を集中し、社会ニーズである環境・防災技術の開発・改良を進めている。

◆経営理念

「基礎工事における総合技術力と効率的な経営で、安全・安心な国土造りに貢献する会社」

◆経営ビジョン

「信頼される技術力に培われた、環境・防災工事を主力とした基礎工事のエキスパート」

また、当社では、社会から信頼と企業価値を高めるために、“内部統制（コンプライアンス、リスク管理）の強化”を、経営の最重要課題として取り組んでおり、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」と言う）を構築することが、経営の責務であり、取締役会で内部統制システムの基本方針を決議した。

2. 内部統制システム構築に関する基本方針

(1) 取締役、使用人の職務執行が法令、定款に適合することを確保するための体制

- ① 社外取締役を選任し、取締役の職務執行を取締役会で報告させることにより法令及び定款適合性を監視する。
- ② コンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンス体制の規程を整備する。当社グループの全使用人に法令遵守の「誓約書」を提出させ、啓発活動を行う。
- ③ 社長は、各部署にコンプライアンス推進責任者を配置して全使用人に法令、定款及び各種管理規則・規程の周知徹底及び遵守を図る。
- ④ 取締役会の下に、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスプログラムを定めると共に、その進捗管理を行う。また、コンプライアンス委員会で協議・決定事項については取締役会へ報告する。
- ⑤ 独占禁止法及び建設業法並びに労働安全衛生法については、コンプライアンス委員会の下に小委員会を設置し、これら法令に関する教育計画の作成及び営業担当者、工事担当者を対象にした研修を定期的に行う。
- ⑥ 当社グループを対象として、法令違反や社内不正などの防止及び早期発見を目的とした企業倫理ヘルプライン制度を設け、コンプライアンスに関する相談・通報・監視の補完を図る。その窓口には、社内のほか外部の弁護士を充てる。また、法令・規則規程違反や社内不正の事実が発生した場合は、賞罰委員会で審議し、その処分を社長が決定する。
- ⑦ 財務報告に係る内部統制については、会社法、金融商品取引法及び東京証券取引所規則との適合性を確保するため、社長は経営戦略本部 内部統制部を指揮して整備及び運用についての評価をすると共に、必要に応じて業務プロセス及び規程の見直しを関係部署に指示する。また、財務報告に係る内部統制の評価報告書を取締役会に提出し報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ① 管理本部担当取締役は、文書管理統括責任者として取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録・保存する等の管理を行う。
- ② 重要な会社情報については、法令、東京証券取引所規則及び社内規程等に従い、適時かつ適切に開示する。
- ③ 情報セキュリティに係る体制については、専門部署を設けて十分な体制を構築する。
- ④ 取締役及び監査役は、文書管理規程により常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社の事業推進に伴う損失の危機（以下「リスク」という）の管理に関して、リスク管理規程に定める。
 - ② 部署毎に統制すべきリスクを明確化してリスク管理プログラムにより統制活動を行う。
 - ③ 取締役会の下に社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、部署のリスク管理プログラムの進捗管理を行い、取締役会に報告する。
 - ④ 危機管理規程に基づき、有事の際の迅速かつ適切な危機管理体制を構築する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は取締役、使用人が共有する経営方針を定め、業務執行取締役はその経営方針に沿った各部署の目標と達成の方法を実行計画に定める。
 - ② 業務執行状況については、毎月開催する業務執行者会議・経営会議にて確認する。また、取締役会は、業務執行取締役より四半期ごとにその報告を受け、必要に応じ業務執行取締役に改善を促し、業務を遂行する体制を確保する。
- (5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 関係会社管理規程に基づいて経営戦略本部 関連事業部が所管部署として、子会社の業務にかかる内部統制を行う。また、当社より取締役を派遣し、子会社取締役の職務執行を監視する。
 - ② 子会社のコンプライアンス、情報の保存・管理及びリスク管理については、当社の規則規程に基づいた運用を図る。また、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会は、子会社に進捗状況の報告を求め、必要に応じて助言・指導を行う。
 - ③ 経営戦略本部 関連事業部は、子会社の関連する業務についてその適正及び進捗状況について監視・監督を行い、当社会議等で報告をする。また、重要事項については、子会社で機関決定する前に経営戦略本部 関連事業部に報告を求め、必要に応じて当社取締役会での承認を求める。
- (6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合はこれを配置するものとし、配置に当たっての人事等については、監査役と協議の上決定するものとする。
 - ② 監査役より監査業務の補助の命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び所属部署長の指揮命令を受けないものとする。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役又は使用人は、監査役会に対し、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項及び企業倫理ヘルプラインへの通報情報をすみやかに報告する体制を整備する。
 - ② 報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席する。
 - ② 監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求める。
 - ③ 監査役会は、代表取締役、会計監査人、監査部とそれぞれ定期的に意見交換会を設定する。
- (9) 内部統制における監視体制
- ① 内部統制システムの有効性を監視するため、取締役会は、直轄の内部監査組織として監査部を設置する。
 - ② 取締役会は、当社グループの業務執行取締役・使用人の職務執行が法令及び規則規程に適合し、有効に機能しているかを監査部に定期的に監査させて、その報告を受ける。
 - ③ 取締役会は、社長から、経営戦略本部 内部統制部が作成した財務報告に係る内部統制の評価報告書の提出を受ける。
 - ④ 取締役会は、社長を委員長とするコンプライアンス委員会からコンプライアンスプログラムの実行状況等について報告を受ける。
 - ⑤ 取締役会は、社長を委員長とするリスク管理委員会からリスク管理プログラムの実行状況等について報告を受ける。
 - ⑥ 取締役会は、上記の報告に基づき、必要に応じ業務執行取締役に改善を促し、業務の適正を継続的に確保する。

II. 反社会的勢力排除について

当社は、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を、次の通り、決議した。

1. 当社は、「行動規範」(コンプライアンス基本方針)において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体には厳しく対処すると定め、全使用人に周知する。
2. 反社会的勢力からの不当な要求等については、外部の専門機関(顧問弁護士、警察署、特殊暴力防止対策連合会等)と連携し、不当要求等に応じない体制を整えて一層の充実に努める。
3. 反社会的勢力による不当要求等に対応する使用人の安全を確保する。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めてはおりません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|---------------|------------------|---------------|
| 流動資産 | 31,116 | 流動負債 | 18,949 |
| 現金預金 | 12,092 | 支払手形 | 8,378 |
| 受取手形 | 4,357 | 工事未払金 | 6,249 |
| 完成工事未収入金 | 12,220 | 短期借入金 | 400 |
| 販売用不動産 | 0 | リース債 | 21 |
| 未成工事支出金 | 1,503 | 未払金 | 350 |
| 材料貯蔵品 | 163 | 未払法人税等 | 654 |
| 繰延税金資産 | 345 | 未成工事受入金 | 1,819 |
| 未収入金 | 222 | 預り金 | 190 |
| その他の金 | 227 | 賞与引当金 | 472 |
| 貸倒引当金 | △16 | 完成工事補償引当金 | 18 |
| 固定資産 | 9,760 | 工事損失引当金 | 69 |
| 有形固定資産 | 6,853 | その他 | 324 |
| 建物・構築物 | 1,092 | 固定負債 | 5,505 |
| 機械装置 | 312 | 長期借入金 | 1,200 |
| 車両運搬具 | 0 | リース債 | 31 |
| 備品 | 15 | 長期未払金 | 123 |
| 土地 | 5,403 | 繰延税金負債 | 95 |
| リース資産 | 25 | 退職給付引当金 | 4,054 |
| 建設仮勘定 | 1 | その他 | 0 |
| その他の | 2 | 負債合計 | 24,455 |
| 無形固定資産 | 211 | 純資産の部 | |
| 投資その他の資産 | 2,694 | 株主資本 | 16,249 |
| 投資有価証券 | 679 | 資本金 | 6,052 |
| 関係会社株 | 71 | 資本剰余金 | 2,022 |
| 長期貸付金 | 4 | 資本準備金 | 1,753 |
| 長期前払費用 | 2 | その他資本剰余金 | 269 |
| 破産更生債権 | 4 | 利益剰余金 | 8,715 |
| 繰延税金資産 | 1,536 | その他利益剰余金 | 8,715 |
| 保険積立金 | 151 | 繰越利益剰余金 | 8,715 |
| その他の | 244 | 自己株式 | △540 |
| 貸倒引当金 | △0 | 評価・換算差額等 | 172 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 172 |
| | | 純資産合計 | 16,421 |
| 資産合計 | 40,877 | 負債及び純資産合計 | 40,877 |

損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------------|----|--------|
| 売 上 高 | | 56,969 |
| 完 成 工 事 高 | | |
| 売 上 原 価 | | 49,189 |
| 完 成 工 事 原 価 | | |
| 売 上 総 利 益 | | 7,779 |
| 完 成 工 事 総 利 益 | | |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 4,806 |
| 営 業 利 益 | | 2,972 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 1 | |
| 受 取 配 当 金 | 12 | |
| 特 許 関 連 収 入 | 32 | |
| そ の 他 | 8 | 55 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 48 | |
| 支 払 保 証 料 | 55 | |
| ファクタリング導入費用 | 50 | |
| ファクタリング手数料 | 22 | |
| そ の 他 | 10 | 186 |
| 経 常 利 益 | | 2,842 |
| 特 別 利 益 | | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 3 | 3 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 2 | 2 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 2,843 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | | 710 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | | 505 |
| 当 期 純 利 益 | | 1,627 |

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | |
|-------------------------|---------|-------|--------------|-----------------------------|------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金 | | |
| 平成25年4月1日期首残高 | 6,052 | 1,753 | 269 | 7,343 | △539 | 14,878 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △255 | | △255 |
| 当期純利益 | | | | 1,627 | | 1,627 |
| 自己株式の取得 | | | | | △1 | △1 |
| 自己株式の処分 | | | △0 | | 0 | 0 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | | | | | | — |
| 事業年度中の変動額合計 | — | — | △0 | 1,372 | △1 | 1,370 |
| 平成26年3月31日期末残高 | 6,052 | 1,753 | 269 | 8,715 | △540 | 16,249 |

(単位：百万円)

| | 評価・換算 差額等 | 純資産合計 |
|-------------------------|----------------------|--------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | |
| 平成25年4月1日期首残高 | 123 | 15,002 |
| 事業年度中の変動額 | | |
| 剰余金の配当 | | △255 |
| 当期純利益 | | 1,627 |
| 自己株式の取得 | | △1 |
| 自己株式の処分 | | 0 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | 48 | 48 |
| 事業年度中の変動額合計 | 48 | 1,419 |
| 平成26年3月31日期末残高 | 172 | 16,421 |

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月13日

日特建設株式会社
取締役会 御中

監査法人保森会計事務所

| | | | | |
|----------------|-------|-----|---|---|
| 代表社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 三 枝 | 哲 | ㊞ |
| 代表社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 津 倉 | 眞 | ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日特建設株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|------------------------|---------------|--------------------------|---------------|
| 流 動 資 産 | 31,359 | 流 動 負 債 | 18,981 |
| 現金及び預金 | 12,277 | 支払手形・工事未払金等 | 14,634 |
| 受取手形・完成工事未収入金等 | 16,631 | 短期借入金 | 400 |
| 商品 | 22 | 未成工事受入金 | 1,820 |
| 販売用不動産 | 0 | リース債務 | 21 |
| 未成工事支出金 | 1,499 | 未払法人税等 | 657 |
| 材料貯蔵品 | 163 | 預り金 | 196 |
| 繰延税金資産 | 349 | 完成工事補償引当金 | 18 |
| 未収入金 | 186 | 工事損失引当金 | 69 |
| その他 | 243 | 賞与引当金 | 477 |
| 貸倒引当金 | △16 | その他 | 685 |
| 固 定 資 産 | 9,688 | 固 定 負 債 | 5,695 |
| 有 形 固 定 資 産 | 6,733 | 長期借入金 | 1,200 |
| 建物・構築物 | 1,027 | リース債務 | 31 |
| 機械・運搬具・工具器具備品 | 329 | 繰延税金負債 | 98 |
| 土地 | 5,340 | 退職給付に係る負債 | 4,241 |
| リース資産 | 25 | その他 | 123 |
| 建設仮勘定 | 8 | 負 債 合 計 | 24,677 |
| その他 | 2 | 純 資 産 の 部 | |
| 無 形 固 定 資 産 | 212 | 株 主 資 本 | 16,308 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 2,742 | 資本金 | 6,052 |
| 投資有価証券 | 708 | 資本剰余金 | 2,022 |
| 保険積立金 | 151 | 利益剰余金 | 8,774 |
| 繰延税金資産 | 1,626 | 自己株式 | △540 |
| その他 | 258 | その他の包括利益累計額 | 61 |
| 貸倒引当金 | △2 | その他有価証券評価差額金 | 178 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | △116 |
| | | 純 資 産 合 計 | 16,370 |
| 資 産 合 計 | 41,047 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 41,047 |

連結損益計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 金 額 |
|----------------|--------|--------|
| 売 上 高 | | |
| 完成工事高 | 56,991 | |
| その他の事業売上高 | 272 | 57,264 |
| 売 上 原 価 | | |
| 完成工事原価 | 49,140 | |
| その他の事業売上原価 | 165 | 49,306 |
| 売 上 総 利 益 | | |
| 完成工事総利益 | 7,851 | |
| その他の事業売上総利益 | 107 | 7,958 |
| 販売費及び一般管理費 | | 4,923 |
| 営業利益 | | 3,035 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受取利息 | 1 | |
| 受取配当金 | 12 | |
| 特許関連収入 | 32 | |
| その他の | 10 | 57 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支払利息 | 48 | |
| 支払保証料 | 55 | |
| ファクタリング導入費用 | 50 | |
| ファクタリング手数料 | 22 | |
| その他の | 12 | 188 |
| 経 常 利 益 | | 2,904 |
| 特 別 利 益 | | |
| 固定資産売却益 | 3 | 3 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固定資産除却損 | 2 | 2 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 2,906 |
| 法人税・住民税及び事業税 | | 733 |
| 法人税等調整額 | | 508 |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | | 1,663 |
| 当 期 純 利 益 | | 1,663 |

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|---------------------------|---------|-------|-------|---------|--------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 平成25年4月1日 首残高 | 6,052 | 2,022 | 7,366 | △539 | 14,902 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △255 | | △255 |
| 当期純利益 | | | 1,663 | | 1,663 |
| 自己株式の取得 | | | | △1 | △1 |
| 自己株式の処分 | | △0 | | 0 | 0 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | | | | | — |
| 連結会計年度中の変動額合計 | — | △0 | 1,408 | △1 | 1,406 |
| 平成26年3月31日 期末残高 | 6,052 | 2,022 | 8,774 | △540 | 16,308 |

| | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | | | 純資産合計 |
|---------------------------|-----------------------|--------------|---------------|--------|
| | その他有価証券評価差額金 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | |
| 平成25年4月1日 首残高 | 126 | — | 126 | 15,029 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △255 |
| 当期純利益 | | | | 1,663 |
| 自己株式の取得 | | | | △1 |
| 自己株式の処分 | | | | 0 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 51 | △116 | △65 | △65 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 51 | △116 | △65 | 1,341 |
| 平成26年3月31日 期末残高 | 178 | △116 | 61 | 16,370 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月13日

日特建設株式会社
取締役会 御中

監査法人保森会計事務所

代表社員 公認会計士 三枝 哲 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 津倉 眞 ㊞
業務執行社員

当監査法人は会社法第444条第4項の規定に基づき、日特建設株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日特建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査法人保森会計事務所から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年 5月19日

日特建設株式会社 監査役会

常勤監査役 淀谷 学 ㊟

常勤監査役(社外監査役) 作本 幸治 ㊟

監査役(社外監査役) 滝口 勝昭 ㊟

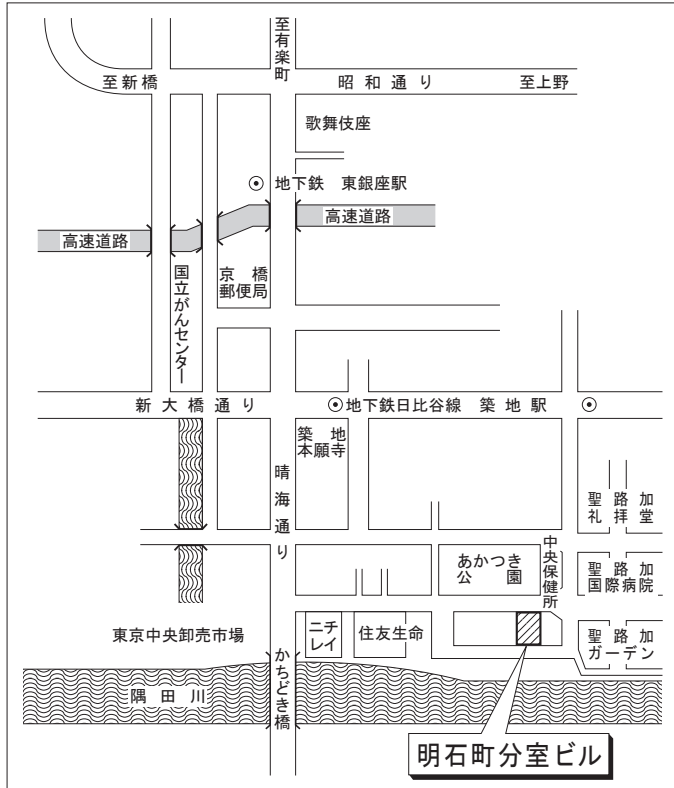
以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区明石町13番18号

日特建設 明石町分室ビル 2階会議室

TEL 03 (3541) 6221 (日特建設東京支店事務管理部)



交通案内○地下鉄日比谷線「築地駅」より徒歩7分です。

○駐車場に限りがございますので予めご承知ください。